

健康・福祉・介護



◀ 町HPから健康・福祉・介護を調べる

健診(検診)について

【健診(検診)ガイド】

健康診査やドック、その他各種検診の日程や受診方法を掲載しています。皆さんの健康づくりにお役立てください。右記の二次元バーコードから健診(検診)ガイドを確認できます。



保健センター内健康推進課 ▶ ☎42-2712、FAX42-2713



健康診査		がん検診	
一般基本健診	身体測定、血圧測定、血液検査、診察、尿検査、心電図検査	胃がん検診	胃内視鏡検査、胃バリウム検査
特定健診		肺がん検診	胸部レントゲン検査
後期高齢者健診		大腸がん検診	便潜血反応検査
		前立腺がん検診	血液検査 (PSA)
		子宮頸がん検診	細胞診検査
		乳がん検診	マンモグラフィ検査
ドック		その他各種検診	
人間ドック	身体測定、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図検査、眼底検査、聴力・視力検査、胃がん・肺がん・大腸がん検査など	ピロリ菌検査	血液検査 (ピロリ菌抗体)
脳ドック		肝炎ウイルス検診	血液検査 (HBs抗原、HCV抗体)
がんドック		エキノコックス症検診	血液検査 (抗体)
肺ドック	胸部MRI、頭部MRAなど	骨粗しょう症検診	骨密度検査
	PET、CT、MRI、腫瘍マーカーなど	歯周病検診	歯周病や虫歯、口腔清掃状況の確認、口腔機能検査 (後期高齢者のみ)
	胸部CT、喀痰検査、肺機能検査など		

※詳細は健康推進課へお問い合わせください。

健康相談・栄養相談

保健師・管理栄養士による相談を行っています。

相談は予約制です。相談日の前日までに健康推進課に予約してください。



予防接種・献血

【成人の予防接種】

成人の風しん・高齢者の肺炎球菌・帯状疱疹・インフルエンザ・新型コロナウイルスの予防接種は、一部助成があります。詳細は健康推進課へお問い合わせください。

【献血】

北海道赤十字血液センターの移動献血車が、音更町内各会場で年4回献血を行います。

行う日時については町ホームページまたは広報おとふけに掲載します。



医療費等の助成について

町民課国保医療係 ▶ 内線546 FAX 42-2117

町に住民登録をしていて、医療保険に加入し、条件に該当した場合、医療機関にかかった時の医療費のうち、所得に応じて保険診療の自己負担額の全部または一部を助成します。

子どもの医療費助成について

▶対象

中学校卒業までの子ども

※満15歳になった後の最初の3月31日までのことです。

ひとり親家庭等の医療費助成について

▶対象

前年か前々年の所得額が限度額未満の人のうち、次のいずれかに該当する場合。

- ①ひとり親家庭の子どもと母親または父親（18歳からの子どもは母親または父親に扶養されていること）
- ②両親の死亡、または行方不明で両親以外の人に扶養されている子ども
- ③政令で定める程度の障がいのある母親または父親の子どもとその母親または父親

重度心身障がい者の医療費助成について

▶対象

前年か前々年の所得額が限度額未満の人のうち、次のいずれかに該当する場合。③の人は通院医療費のみの対象となります。

- ①身体に障がいのある人で1～3級（3級は心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいに限ります）の身体障害者手帳を持っている人
- ②知的障がいのある人でA判定の療育手帳を持っている人か、「重度」と判定（診断）された人
- ③精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人（入院は助成対象外）

※満65歳以上の人は、後期高齢者医療保険へ加入していただきます。

※後期高齢者医療制度で、自己負担割合が「1割」の人で世帯内に町道民税課税者がいる場合は、本制度で助成する部分がなくなるため、対象となりません。資格登録のみ行い、所得などの変化で対象となった場合は連絡します。

未熟児養育医療給付について

▶対象

出生時体重が2,000g以下の場合、または入院しての養育が必要と医師が判断した場合に、医療費の助成が受けられる制度です。

医療機関から養育医療給付の利用についてお話がありましたら、町民課国保医療係に申請をしてください。

その他

【夜間・休日の急患診療の問い合わせ】

夜間、急な病気や事故などのとき、どのような対応をすればよいのか専任の医師や看護師が助言します。

北海道小児救急電話相談

▶電話相談受付時間

午後7時～午前8時（日曜、祝日、年末年始も対応）

▶電話番号

☎011-232-1599、短縮ダイヤル#8000

北海道救急医療情報案内センター

休日・夜間当番医を探す案内サービスです。

▶電話番号

☎0120-20-8699（フリーダイヤル）

携帯電話からの場合は☎011-221-8699

※ <http://www.qq.pref.hokkaido.jp> からホームページでも検索することができます。



届出・証明

マイナンバー

税・保険・年金

健康・福祉・介護

子育て・教育

くらしと環境

公共施設

交通機関

相談

テレホンガイド

十勝歯科保健センター

▶診療日

日曜日、祝日、ゴールデンウィーク、年末年始の午前9時～午後1時

▶住所

帯広市東7条東9丁目15番地3

▶電話番号

☎25-2172

【北海道（十勝総合振興局）の相談窓口】

道は下記のとおり各種相談窓口を開設しています。

▶受付時間

午前8時45分～午後5時（土・日曜、祝日を除く）

窓口名	内容	電話番号
こころの健康相談	生きているのがつらい、人と会うのがつらい、アルコール・薬物・ギャンブル等の悩み、脳外傷後の性格変化や生活のしづらさ、その他心の健康に関することなどの相談窓口です。	21-9110
エイズ相談・検査	匿名で検査が受けられます。感染の可能性から3カ月以降の検査が有効です（予約制、無料）。	21-6399
HTLV-1抗体検査	「ヒトT細胞白血病ウイルスⅠ型」の検査を行っています（予約制、無料）。	26-9084
特定疾患（難病）に関する相談	疾患や医療費助成の手続き、療養相談などについての相談窓口です。	27-8637

福祉

福祉課福祉係 ▶ 内線523 FAX 42-5160

【一般福祉制度について】

生活保護

▶対象

生計の維持が困難な世帯

▶内容

生活、教育、介護、医療、出産、住宅、葬祭、生業扶助

歳末法外援護費

▶対象

その年の11月1日現在で町に住所があり、世帯の総収

入が生活保護基準に満たない、次のいずれかに該当する世帯

※社会福祉施設入所者、生活保護法に基づく被保護世帯を除く

- ①高齢者世帯…65歳以上の高齢者のみの世帯
- ②障がい者世帯…身体障がい、知的障がい、精神障がいの手帳を持っている人がいる世帯
- ③ひとり親世帯…20歳未満の人とその父母のいずれか一方のみで構成されている世帯
- ④その他世帯…災害、病気などの特殊な事情により困窮していて、町長が必要と認める世帯

▶内容

世帯員1人当たり1万円を給付します。

【児童福祉制度について】

子ども福祉課子ども福祉係 ▶ 内線534 FAX 42-5160

母子父子寡婦福祉資金（北海道）

▶対象

母子家庭、父子家庭、寡婦

▶内容

就学支度資金、修学資金、生活資金、転宅資金など

※貸付限度額、利率、返済期間などは貸付資金によって異なります。

※制度の実施機関は、十勝総合振興局社会福祉課です。

【障がい福祉制度について】

福祉課障がい福祉係 ▶ 内線512 FAX 42-5160

福祉サポートブック

福祉サポートブック



音更町保健福祉部福祉課
(令和5年9月版)

身体・知的・精神などの障がいがある人へのサービスなどをまとめた冊子を、障害者総合支援法や各種制度の改正に合わせて内容を見直し、毎年発行しています。

「福祉サポートブック」は、役場福祉課障がい福祉係と木野支所で無料配布しているほか、ホームページでも確認することができます。

障害者手帳の交付

心身に障がいのある人には、その障がいに応じて、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付します。

手帳を持っていると、障がいの程度により各種制度の適用を受けることができます。

相談窓口

障がいのある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

高齢者福祉

保健センター内高齢者福祉課

▶ ☎32-4567 FAX 32-4576

【高齢者の生活や介護に関する相談】

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口です。保健師、社会福祉士、介護支援専門員などの専門職が生活を送る上での心配事や介護保険の手続きなどさまざまな相談に対応しますので、お気軽にご相談ください。

- ①音更町地域包括支援センター らんらん
柏寿台1番地5
▶ ☎67-7090 FAX67-7640
- ②音更町地域包括支援センター ほほえみ
共栄台西12丁目7番地7
▶ ☎32-5151 FAX30-1122
- ③音更町地域包括支援センター ロータス音更
中鈴蘭元町2番地9
▶ ☎67-7863 FAX67-7862

【配食サービス】

調理が困難で、日常生活に支障をきたす高齢者や障がい者世帯を対象に、個々の病態に合わせた夕食を配達するとともに、栄養状態の維持や安否確認を行います。費用がかかります。

【緊急通報装置の設置】

ひとり暮らし高齢者が突発的な事故などで緊急に助けを求めたいときに、コールセンターに緊急通報できる装置を設置・貸与します。費用がかかります(減免制度あり)。

【介護用品の支給】

在宅の寝たきりの人や認知症の人を介護している人に対して、おむつなどの介護用品を購入できる利用券を交付します。

【出張理髪サービス】

在宅の寝たきりの人や認知症の人に対して、出張理髪サービスを行います。町が交付する利用券(1年間で6枚)を利用します。理容師が家庭を訪問し理髪サービスを提供します。

【高齢者のための保健福祉ガイド】

ここでご紹介しているもののほかに、介護保険に関することや相談窓口、その他利用できるサービスなど、高齢者の皆さんに役立つ情報をまとめた冊子を発行しています。保健センター内高齢者福祉課、地域包括支援センター、音更町社会福祉協議会などで無料配布しています。

【認知症ガイドブック】

認知症の人や家族に役立つ情報のほか、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受けたら良いのかを分

かるようにした「認知症ケアパス」を掲載しています。保健センター内高齢者福祉課、地域包括支援センター、音更町社会福祉協議会などで無料配布しています。

【高齢者等SOSネットワーク】

認知症などにより道に迷ったり、自宅に戻れなくなったりするおそれのある人の情報を事前に登録し、所在が分からなくなったときには、地域で協力して、早期発見と保護に努めています。

▶もしものときに探してほしい人の事前登録

保健センター内高齢者福祉課包括支援係☎32-4567、FAX32-4576へご連絡ください。

▶早期発見にご協力いただける人へ

s.otofuke-korei@raiden.ktaiwork.jp または右記の

二次元コードから空メールを送信する

と、登録用URLが記載されたメールが

届きますので手続きをお願いします。

メール送受信に係る通信料は自己負担

となります。



介護保険

保健センター内高齢者福祉課介護保険係

▶ ☎32-4567 FAX 32-4576

【介護保険の資格と介護保険料】

65歳の誕生月の前月に、介護保険被保険者証が発行されます。65歳以上の人の介護保険料は、年金天引(特別徴収)により納付いただきます(一部、納付書や口座振替の場合もあります)。

【介護認定の申請】

介護サービスを利用したい場合には、要介護認定の申請が必要です。認定申請をすると調査員がご自宅などを訪問し、本人の心身の状態を調査します。訪問調査の結果と主治医の意見書などをもとに、介護認定審査会において医師などの専門職が審査・判定を行い、町が要介護度を認定します。

認定された人には、サービスを利用する場合の自己負担割合(1割~3割)を記載した介護保険負担割合証を発行します。

【ケアプラン作成と介護サービスの利用】

認定後は、要介護度に応じて地域包括支援センターや居宅介護支援事業者がケアプランを作成し、サービスを利用することとなります。

【地域包括支援センターにご相談ください】

上記の地域包括支援センターにおいて申請手続きやサービスの利用方法などさまざまなご相談に対応しますので、お気軽にご相談ください。

届出・証明

マイナンバー

税・保険・年金

健康・福祉・介護

子育て・教育

くらしと環境

公共施設

交通機関

相談

テレホンガイド